産地生産基盤パワーアップ事業のうち(1)整備事業のア収益性向上対策及びイ生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。ただし、イ生産基盤強化対策に係る事業の場合は、1から6の者に限る。

補助対象者

- 1 市町村
- 2 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
- 3 十地改良区
- 4 農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものとする。)
- 5 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある 団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。)
- 6 民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない 民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワ ーアップ計画に取組の中心的な経営体又は団体として記載されたものとする。)
- 7 食品事業者(以下のアからウの場合に限る。)
 - ア 米粉、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合
 - イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味 資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設(てん菜の 貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。)、製糖及びでん粉製造過程で排出される 未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合
 - ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合
- 8 中間事業者(産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(以下「交付等要綱」という。)別記2に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。)
- 9 流通業者(産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、交付等 要綱別記2に定めるものに限る。ただし、青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷 貯蔵施設の整備に限る。)
- 10 産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、知事が北海道農政事務所長と協議して認める団体
- 11 コンソーシアム (産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、 交付等要綱別記 2 に定める場合に限る。)

別記2

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(1)整備事業のア収益性向上対策に係る事業の補助率は、1から6に該当する場合はそれぞれに掲げる補助率等とする。

- 1 稲(種子用を除く。)を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合は10分の4以内
- 2 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内
- 3 乾燥調製施設(乾燥能力の設定を米(種子用を除く。)以外の作物で行うものを除く。)を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 4 米(種子用を除く。)を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 5 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の1以内

6 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1 以内

別記3

産地生産基盤パワーアップ事業のうち (2) 基金事業のア収益性向上対策のうち生産支援事業に係る 事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者

- 1 市町村
- 2 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
- 3 土地改良区
- 4 農業者 (産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものとする。)
- 5 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある 団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。)
- 6 民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない 民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワ ーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。)

別記4

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のウ生産基盤強化対策の(イ)果樹園・茶園等の再整備・改修の取組のうち、継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植等を行う場合に係る事業の補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費(注1)		補助対象とする	補助対象とする	補助率
		植栽密度	植栽密度の下限	(定額補助は10
		(10a 当たり本数)	(10a 当たり本数)	a当たり単価)
1 次の(1)~(4)に係る改植を行うために必要			
な伐採・伐根費、	深耕・整地費、土壌改良資材			
費、苗木代、植栽	找費等			
(1)省力樹形	本事業において適用する省	本事業において	て適用する補助対	象とする栽植密
への改植	力樹形は、持続的生産強化対	度及び補助率は、	,果樹労働生産性	向上等対策事業
	策事業実施要綱(平成31年4	により定められて	ている栽植密度及び	び補助率とする。
	月1日付け30生産第2038号農			
	林水産事務次官通知)の別表			
	2に規定する果樹農業生産力			
	増強総合対策のうち果樹労働			
	生産性向上等対策事業(以下			
	「果樹労働生産性向上等対策			
	事業」という。)により定め			
	られている省力樹形とする。			
	上記以外の場合(注2)	_	_	1/2以内
(2)主要果樹(%	主3)への改植((1)の場合を除	本事業において	て適用する補助対	象とする栽植密
< 。)		度の下限及び補具	助率は、果樹労働	生産性向上等対
(3)りんごのれ	い化栽培、ぶどうの垣根栽培	策事業により定る	められている栽植	密度及び補助率
(ただし、加工	用に仕向けられるものに限る)	とする。		
への改植((1)の場合を除く。)			
(4)(1)~ (3)のいずれにも該当しない改植	_	_	1/2以内
2 改植に伴い発生	まする未収益期間における栽培	_	_	定額(22万円)
管理に必要な経費				

注1 1と2は同時に行うことを基本とし、2単独での実施は認めない。

- 2 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。
 - (1) 10a 当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。
 - (2) 10a 当たりの単収を、慣行の栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。
- 3 主要果樹とは、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、くり、うめ、すもも及びいちじくをいう。

産地生産基盤パワーアップ事業のうち (2) 基金事業のイ収益性向上対策のうち効果増進事業に係る 事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者

- 1 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依 命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
- 2 地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局 長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
- 3 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第 5の1に定める産地協議会

別記6

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のウ生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者

- 1 市町村
- 2 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
- 3 土地改良区
- 4 農業者 (産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものとする。)
- 5 農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある 団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。)
- 6 民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない 民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワ ーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。)
- 7 経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依 命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
- 8 地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局 長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
- 9 果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第 5の1に定める産地協議会

別記7

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

- 1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金
 - (1) 年2.0パーセント資金にあっては、年0.25パーセント
 - (2) 年1.9パーセント資金にあっては、年0.265パーセント
 - (3) 年1.8パーセント資金にあっては、年0.285パーセント
 - (4) 年1.7パーセント資金にあっては、年0.3パーセント
 - (5) 年1.6パーセント資金にあっては、年0.315パーセント
 - (6) 年1.3パーセント資金にあっては、年0.365パーセント
 - (7) 年1.1パーセント資金にあっては、年0.4パーセント

```
2 平成13年5月1日以降、平成22年3月31日までに貸し付けられた資金
(1) 年2.0パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.65パーセント)にあっては、年0.16パーセント
 (2)年2.0パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.55パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(3) 年2.0パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.5パーセント)にあっては、年0.125パーセント
(4) 年1.95パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.6パーセント)にあっては、年0.16パーセント
(5)年1.95パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.5パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(6) 年1.95パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.45パーセント)にあっては、年0.125パーセント
(7) 年1.9パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.45パーセント) にあっては、年0.135パーセント
(8) 年1.85パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.5パーセント)にあっては、年0.16パーセント
(9) 年1.85パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.4パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(10) 年1.85パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.35パーセント) にあっては、年0.125パーセント
(11) 年1.8パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.35パーセント) にあっては、年0.135パーセント
(12) 年1.75パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.4パーセント) にあっては、年0.16パーセント
(13) 年1.75パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.3パーセント)にあっては、年0.135パーセント
 (14) 年1.75パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント) にあっては、年0.125パーセント
(15) 年1.7パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.3パーセント)にあっては、年0.15パーセント
(16) 年1.7パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント) にあっては、年0.135パーセント
(17) 年1.7パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント) にあっては、年0.125パーセント
(18) 年1.65パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント)にあっては、年0.15パーセント
(19) 年1.65パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント)にあっては、年0.135パーセント
 (20) 年1.65パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント) にあっては、年0.125パーセント
 (21) 年1.6パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント) にあっては、年0.16パーセント
 (22) 年1.6パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント)にあっては、年0.135パーセント
 (23) 年1.6パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.10パーセント)にあっては、年0.125パーセント
 (24) 年1.55パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント)にあっては、年0.16パーセント
 (25) 年1.55パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント)にあっては、年0.15パーセント
 (26) 年1.55パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント)にあっては、年0.135パーセント
 (27) 年1.55パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント)にあっては、年0.125パーセント
 (28) 年1.5パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント) にあっては、年0.16パーセント
 (29) 年1.5パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント)にあっては、年0.15パーセント
 (30) 年1.5パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント) にあっては、年0.135パーセント
 (31) 年1.45パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント) にあっては、年0.16パーセント
 (32) 年1.45パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント) にあっては、年0.15パーセント
 (33) 年1.45パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント)にあっては、年0.135パーセント
 (34) 年1.45パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント) にあっては、年0.125パーセント
 (35) 年1.4パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント) にあっては、年0.175パーセント
 (36) 年1.4パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント)にあっては、年0.135パーセント
 (37) 年1.35パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント) にあっては、年0.175パーセント
 (38) 年1.35パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント)にあっては、年0.16パーセント
 (39) 年1.35パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント)にあっては、年0.15パーセント
 (40) 年1.35パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント)にあっては、年0.135パーセント
 (41) 年1.35パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント) にあっては、年0.125パーセント
(42) 年1.3パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント) にあっては、年0.185パーセント
(43) 年1.3パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント)にあっては、年0.15パーセント
 (44) 年1.3パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(45) 年1.25パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント)にあっては、年0.185パーセント
 (46) 年1.25パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント) にあっては、年0.175パーセント
 (47) 年1.25パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント)にあっては、年0.16パーセント
(48) 年1.25パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント) にあっては、年0.15パーセント
 (49) 年1.25パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント)にあっては、年0.135パーセント
```

```
(50) 年1.25パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント)にあっては、年0.125パーセント
(51) 年1.2パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント)にあっては、年0.185パーセント
(52) 年1.2パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント)にあっては、年0.16パーセント
(53) 年1.2パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント) にあっては、年0.135パーセント
(54) 年1.15パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント)にあっては、年0.185パーセント
(55) 年1.15パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント) にあっては、年0.175パーセント
(56) 年1.15パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント)にあっては、年0.16パーセント
(57) 年1.15パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント) にあっては、年0.15パーセント
(58) 年1.15パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(59) 年1.15パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント)にあっては、年0.125パーセント
(60) 年1.1パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.9パーセント)にあっては、年0.2パーセント
(61) 年1.1パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント)にあっては、年0.15パーセント
(62) 年1.1パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(63) 年1.05パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント) にあっては、年0.2パーセント
(64) 年1.05パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント)にあっては、年0.185パーセント
(65) 年1.05パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント) にあっては、年0.175パーセント
(66) 年1.05パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント) にあっては、年0.16パーセント
(67) 年1.05パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント)にあっては、年0.15パーセント
(68) 年1.05パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(69) 年1.05パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント) にあっては、年0.125パーセント
(70) 年1.0パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.85パーセント) にあっては、年0.21パーセント
(71) 年1.0パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント) にあっては、年0.16パーセント
(72) 年1.0パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント)にあっては、年0.15パーセント
(73) 年1.0パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント) にあっては、年0.135パーセント
(74) 年0.95パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.8パーセント) にあっては、年0.21パーセント
(75) 年0.95パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント) にあっては、年0.2パーセント
(76) 年0.95パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント)にあっては、年0.185パーセント
(77) 年0.95パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント) にあっては、年0.175パーセント
(78) 年0.95パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント) にあっては、年0.16パーセント
(79) 年0.95パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント) にあっては、年0.15パーセント
(80) 年0.95パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(81) 年0.95パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント) にあっては、年0.125パーセント
(82) 年0.9パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.75パーセント) にあっては、年0.21パーセント
(83) 年0.9パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント) にあっては、年0.185パーセント
(84) 年0.9パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント) にあっては、年0.175パーセント
(85) 年0.9パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント) にあっては、年0.16パーセント
(86) 年0.9パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント)にあっては、年0.15パーセント
(87) 年0.9パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント) にあっては、年0.125パーセント
(88) 年0.85パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.7パーセント)にあっては、年0.21パーセント
(89) 年0.85パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント)にあっては、年0.2パーセント
(90) 年0.85パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント)にあっては、年0.185パーセント
(91) 年0.85パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント) にあっては、年0.175パーセント
(92) 年0.85パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント)にあっては、年0.16パーセント
(93) 年0.85パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント) にあっては、年0.15パーセント
(94) 年0.85パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(95) 年0.85パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント) にあっては、年0.125パーセント
(96) 年0.8パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント) にあっては、年0.16パーセント
(97) 年0.8パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント)にあっては、年0.15パーセント
(98) 年0.8パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント)にあっては、年0.135パーセント
(99) 年0.75パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント) にあっては、年0.21パーセント
```

(100) 年0.75パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント) にあっては、年0.2パーセント (101) 年0.75パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント) にあっては、年0.185パーセント (102) 年0.75パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント)にあっては、年0.175パーセント (103) 年0.75パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント) にあっては、年0.16パーセント (104) 年0.75パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント) にあっては、年0.15パーセント (105) 年0.7パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント) にあっては、年0.235パーセント (106) 年0.7パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント)にあっては、年0.185パーセント (107) 年0.7パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント)にあっては、年0.175パーセント (108) 年0.7パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント)にあっては、年0.16パーセント (109) 年0.65パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント) にあっては、年0.235パーセント (110) 年0.65パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント)にあっては、年0.21パーセント (111) 年0.65パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント)にあっては、年0.2パーセント (112) 年0.65パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.3パーセント)にあっては、年0.16パーセント (113) 年0.6パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント) にあっては、年0.21パーセント (114) 年0.6パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント)にあっては、年0.2パーセント (115) 年0.6パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.25パーセント)にあっては、年0.16パーセント (116) 年0.55パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント) にあっては、年0.235パーセント (117) 年0.55パーセント資金(農林漁業金融公庫貸付利率年1.2パーセント)にあっては、年0.16パーセント (118) 年0.45パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント) にあっては、年0.235パーセント (119) 年0.35パーセント資金 (農林漁業金融公庫貸付利率年1.3パーセント) にあっては、年0.235パーセント

別記8

資 金 名	貸	付	期	日		利	子	補給	率	
					農	業協同組	组合	左記	以外の融資機	機関
平準化資金	平成24年 1	月27日から平	成24年 4	月17日まで	年2.	35パー	セント	年2.	05パーセン	ント
	平成24年 4	月18日から平	成24年5	月22日まで	年2.	45パー	セント	年2.	15パーセン	ント
	平成24年5	月23日から平	成24年8	月19日まで	年2.	25パー	セント	年1.	95パーセン	ント
	平成24年8	月20日から平	成24年9	月19日まで	年2.	15パー	セント	年1.	85パーセン	ント
	平成24年9	月20日から平	成24年12	2月18日まで	年2.	25パー	セント	年1.	95パーセン	ント
	平成24年12	月19日から平	成25年1	月23日まで	年2.	15パー	セント	年 1.	85パーセン	ント
	平成25年 1	月24日から平	成25年2	月20日まで	年2.	35パー	セント	年2.	05パーセン	ント
	平成25年2	月21日から平	成25年3	月20日まで	年2.	25パー	セント	年1.	95パーセン	ント
	平成25年3	月21日から平	成25年4	月17日まで	年2.	15パー	セント	年1.	85パーセン	ント
	平成25年4	月18日から平	成25年5	月19日まで	年1.	95パー	セント	年 1.	65パーセン	ント
	平成25年5	月20日から平	成25年6	月18日まで	年2.	05パー	セント	年1.	75パーセン	ント
	平成25年6	月19日から平	成25年7	月18日まで	年2.	25パー	セント	年 1.	95パーセン	ント
	平成25年7	月19日から平	成25年8	月18日まで	年2.	35パー	セント	年2.	05パーセン	ント
	平成25年8	月19日から平	成25年10)月20日まで	年2.	25パー	セント	年1.	95パーセン	ント
	平成25年10	月21日から平	成26年2	 月19日まで	年2.	05パー	セント	年1.	75パーセン	ント
	平成26年 2	月20日から平	成26年3	月18日まで	年1.	95パー	セント	年1.	65パーセン	ント
I										

平成26年7月18日から平成26年11月19日まで 年1. 9 5 パーセント 年1. 6 5 パーセント 中成27年1月22日から平成27年2月18日まで 年1. 8 5 パーセント 年1. 5 5 パーセント 中成27年2月18日まで 年1. 8 5 パーセント 年1. 3 5 パーセント 中成27年2月19日から平成27年2月18日まで 年1. 7 5 パーセント 年1. 4 5 パーセント 中成27年3月18日から平成27年3月17日まで 年1. 7 5 パーセント 年1. 4 5 パーセント 中成27年3月18日から平成27年5月26日まで 年1. 7 5 パーセント 年1. 4 5 パーセント 中成27年5月27日から平成27年5月26日まで 年1. 7 5 パーセント 年1. 4 5 パーセント 中成27年8月19日から平成27年8月18日まで 年1. 8 5 パーセント 年1. 4 5 パーセント 中成27年8月19日から平成27年8月18日まで 年1. 7 5 パーセント 年1. 4 5 パーセント 中成27年8月19日から平成28年1月20日まで 年1. 7 5 パーセント 年1. 4 5 パーセント 中成27年8月19日から平成28年2月18日まで 年1. 5 0 パーセント 年1. 3 5 パーセント 中成28年1月21日から平成28年2月18日まで 年1. 5 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 中成28年3月18日から平成28年3月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 中成28年4月19日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 中成28年4月20日から平成28年9月19日まで 年1. 3 0 パーセント 年0. 9 0 パーセント 中成28年10月20日から平成28年1月23日まで 年1. 1 5 パーセント 年0. 9 0 パーセント 中成29年2月20日から平成29年2月19日まで 年1. 4 0 パーセント 年1. 1 0 パーセント 中成29年3月21日から平成29年3月20日まで 年1. 4 0 パーセント 年1. 1 0 パーセント 中成30年12月18日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 1 0 パーセント 中成30年12月19日から中成30年12月18日まで 年1. 4 0 パーセント 年1. 1 0 パーセント 中元30年12月17日まで 年1. 1 5 パーセント 年0. 8 5 パーセント 中元30年12月17日まで 年1. 1 5 パーセント 年0. 8 5 パーセント 中元30年12月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 中元24 年1 月19日から令和元年12月17日まで 年1. 1 5 パーセント 年0. 8 5 パーセント 令和元年12月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和2年4月19日から令和2年4月19日まで 年1. 3 0 パーセント 年0. 9 0 パーセント 令和2年7月20日から令和2年2月19日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和2年7月20日から令和2年2月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和2年7月20日から令和2年2月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和2年7月20日から令和2年2月17日まで 年1. 4 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和3年12月17日まで 年1. 4 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和3年12月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和3年2月19日から令和3年10月18日から令和3年10月17日まで 年1. 4 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和3年12月17日から令和3年10月17日まで 年1. 4 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和3年12月17日から令和3年10月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和3年12月17日から令和3年12月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令和3年12月17日から令和3年12月17日まで 年1. 3 0 パーセント 年1. 0 0 パーセント 令10 の パーセント 令10 の パーセント 中10 の パーセント 今10 の パーロー マーロ から令和3年12月18日から令和3年3月17日まで 年1. 4 0 パーロー マーロ から令和3年3月17日まで 年1. 4 0 パーロー マーロ から令	平成26年3月19日から平成26年7月17日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
平成27年1月22日から平成27年2月18日まで 年1.65パーセント 年1.35パーセント 平成27年3月18日から平成27年4月19日まで 年1.75パーセント 年1.45パーセント 平成27年3月18日から平成27年4月19日まで 年1.85パーセント 年1.45パーセント 平成27年4月20日から平成27年8月18日まで 年1.75パーセント 年1.45パーセント 平成27年8月19日から平成27年8月18日まで 年1.75パーセント 年1.45パーセント 平成27年8月19日から平成28年1月20日まで 年1.75パーセント 年1.45パーセント 平成28年1月21日から平成28年2月18日まで 年1.65パーセント 年1.35パーセント 平成28年1月21日から平成28年2月18日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 平成28年3月18日から平成28年4月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 平成28年3月18日から平成28年4月19日まで 年1.30パーセント 年0.90パーセント 平成28年9月20日から平成28年1月19日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 平成28年1月21日から平成28年1月21日から平成28年1月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 平成28年12月19日から平成28年1月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成29年2月20日から平成30年8月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成30年8月20日から平成30年8月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成30年8月20日から平成31年2月20日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成30年2月1日から令和元年7月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和元年9月19日から令和元年1月17日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和2年1月19日から令和2年1月17日まで 年1.10パーセント 年0.85パーセント 令和2年2月18日から令和2年4月19日まで 年1.30パーセント 年0.80パーセント 令和2年2月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年12月18日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年12月18日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年12月18日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 年1.10パーセント 令和2年12月18日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 年1.10パー	平成26年7月18日から平成26年11月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
平成27年2月19日から平成27年3月17日まで 年1. 75パーセント 年1. 45パーセント 平成27年3月18日から平成27年4月19日まで 年1. 85パーセント 年1. 45パーセント 平成27年4月20日から平成27年5月26日まで 年1. 75パーセント 年1. 45パーセント 平成27年6月27日から平成27年8月18日まで 年1. 85パーセント 年1. 45パーセント 平成27年8月19日から平成27年8月18日まで 年1. 85パーセント 年1. 45パーセント 平成27年8月19日から平成28年1月20日まで 年1. 75パーセント 年1. 45パーセント 平成28年1月21日から平成28年2月18日まで 年1. 65パーセント 年1. 35パーセント 平成28年2月19日から平成28年2月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 平成28年3月18日まで 年1. 20パーセント 年1. 00パーセント 平成28年4月20日から平成28年4月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 平成28年9月20日から平成28年9月19日まで 年1. 20パーセント 年0. 90パーセント 平成28年9月20日から平成28年11月23日まで 年1. 20パーセント 年0. 90パーセント 平成28年12月19日から平成28年12月18日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 平成28年12月19日から平成28年12月18日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 平成29年2月20日から平成30年8月19日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 平成30年8月20日から平成30年8月19日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 中元31年2月19日から令和元年7月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和元年7月19日から令和元年7月18日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 令和元年7月19日から令和元年12月17日まで 年1. 10パーセント 年0. 85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1. 15パーセント 年0. 80パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1. 10パーセント 年0. 80パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1. 30パーセント 年0. 80パーセント 令和2年12月18日から令和2年7月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年12月18日から令和2年7月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年7月20日から令和2年2月17日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令0パーセント 令1. 10パーセント 令1. 10パーセート 令1. 1	平成26年11月20日から平成27年1月21日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成27年3月18日から平成27年4月19日まで 年1.85パーセント 年1.55パーセント 中成27年5月27日から平成27年5月26日まで 年1.75パーセント 年1.45パーセント 中成27年8月19日から平成27年8月18日まで 年1.85パーセント 年1.45パーセント 中成27年8月19日から平成28年1月20日まで 年1.75パーセント 年1.45パーセント 中成28年1月21日から平成28年2月18日まで 年1.50パーセント 年1.35パーセント 中成28年1月21日から平成28年2月18日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 中成28年3月18日から平成28年3月17日まで 年1.30パーセント 年1.20パーセント 中成28年4月20日から平成28年9月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 中成28年4月20日から平成28年9月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 中成28年9月20日から平成28年9月19日まで 年1.30パーセント 年0.90パーセント 中成28年10月20日から平成28年11月23日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 中成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 中成28年12月19日から平成29年2月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成29年3月21日から平成29年3月20日まで 年1.50パーセント 年1.10パーセント 中成30年12月19日から令和元年7月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中和元年7月19日から令和元年7月18日まで 年1.15パーセント 年1.00パーセント 令和元年9月19日から令和元年12月17日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年12月18日から令和元年12月17日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.10パーセント 年1.00パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年12月18日から令和3年8月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令00パーセント 令00パーセント 令00パーセント 令1.00パーセント 令1.00パーセート ~1.00パーセート ~1.0	平成27年1月22日から平成27年2月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
平成27年4月20日から平成27年8月18日まで 年1.75パーセント 年1.45パーセント 中成27年8月19日から平成28年1月20日まで 年1.85パーセント 年1.45パーセント 中成27年8月19日から平成28年1月20日まで 年1.75パーセント 年1.45パーセント 中成28年1月21日から平成28年2月18日まで 年1.65パーセント 年1.35パーセント 中成28年2月19日から平成28年3月17日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 中成28年3月18日から平成28年3月17日まで 年1.50パーセント 年1.00パーセント 中成28年3月18日から平成28年4月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 中成28年4月20日から平成28年10月19日まで 年1.30パーセント 年0.90パーセント 中成28年9月20日から平成28年10月19日まで 年1.30パーセント 年0.90パーセント 中成28年10月20日から平成28年11月23日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 中成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成28年12月19日から平成29年2月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成29年3月21日から平成29年2月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成30年8月20日から中成31年2月20日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中元31年2月17日まで 年1.15パーセント 年1.00パーセント 令和元年9月19日から令和元年7月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年10月21日から令和元年10月20日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年12月17日まで 年1.10パーセント 年0.85パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.10パーセント 年0.80パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.10パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和2年12月17日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和2年7月20日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令1.20パーセント 年1.10パーセント 令1.20パーセント 令1.20パーセ	平成27年2月19日から平成27年3月17日まで	年1.75パーセント	年1. 45パーセント
平成27年 5 月27日から平成27年 8 月18日まで 年 1. 8 5パーセント 年 1. 5 5パーセント 平成27年 8 月19日から平成28年 1 月20日まで 年 1. 7 5パーセント 年 1. 4 5パーセント 平成28年 1 月21日から平成28年 2 月18日まで 年 1. 6 5パーセント 年 1. 3 5パーセント 平成28年 2 月19日から平成28年 3 月17日まで 年 1. 5 0パーセント 年 1. 2 0パーセント 平成28年 3 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 平成28年 4 月20日から平成28年 4 月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 平成28年 4 月20日から平成28年 1 月21日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 平成28年 9 月20日から平成28年 1 月21日まで 年 1. 2 0パーセント 年 0. 9 0パーセント 平成28年 1 月20日から平成28年 1 月23日まで 年 1. 2 0パーセント 年 0. 9 0パーセント 平成28年 1 1 月24日から平成28年 1 1 月24日から平成28年 1 1 月24日から平成29年 2 月19日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成29年 2 月20日から平成29年 3 月20日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成29年 3 月21日から平成30年 8 月19日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 2 0パーセント 平成30年 8 月20日から平成30年 1 2 月18日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成31年 2 月21日から令和元年 7 月18日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和元年 7 月19日から令和元年 7 月18日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和元年 9 月19日から令和元年 1 2 月17日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和元年 1 2 月18日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和2年 2 月20日から令和2年 4 月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和2年 4 月20日から令和2年 4 月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和2年 7 月20日から令和2年 7 月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和2年 7 月20日から令和2年 7 月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和2年 7 月20日から令和2年 7 月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和2年 7 月20日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和3年 2 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和3年 2 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8 月19日から令和3年 8 月18日	平成27年3月18日から平成27年4月19日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成27年8月19日から平成28年1月20日まで 年1. 75パーセント 年1. 45パーセント 平成28年1月21日から平成28年2月18日まで 年1. 65パーセント 年1. 35パーセント 平成28年2月19日から平成28年3月17日まで 年1. 50パーセント 年1. 20パーセント 平成28年3月18日おら平成28年4月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 平成28年4月20日から平成28年9月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 平成28年9月20日から平成28年10月19日まで 年1. 30パーセント 年0. 90パーセント 平成28年10月20日から平成28年10月19日まで 年1. 20パーセント 年0. 90パーセント 平成28年10月20日から平成28年12月18日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 平成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 平成29年2月20日から平成29年2月19日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 平成29年2月20日から平成29年3月20日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 平成30年8月20日から平成30年8月19日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 平成30年12月19日から平成30年12月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 中成31年2月2日から令和元年7月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 令和元年10月21日から令和元年10月20日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 令和元年10月21日から令和2年4月19日まで 年1. 10パーセント 年0. 80パーセント 令和2年2月10日から令和2年4月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年2月20日から令和2年7月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年8月18日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント	平成27年4月20日から平成27年5月26日まで	年1.75パーセント	年1. 45パーセント
平成28年 1月21日から平成28年 2月18日まで 年 1. 6 5パーセント 年 1. 3 5パーセント 中成28年 2月19日から平成28年 3月17日まで 年 1. 5 0パーセント 年 1. 2 0パーセント 中成28年 3月18日から平成28年 4月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 中成28年 4月20日から平成28年 9月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 0. 9 0パーセント 平成28年 9月20日から平成28年10月19日まで 年 1. 2 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 平成28年 10月20日から平成28年11月23日まで 年 1. 2 0パーセント 年 0. 9 0パーセント 平成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 平成28年11月24日から平成29年 2月19日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成29年 2月20日から平成29年 2月19日まで 年 1. 5 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成29年 3月20日から平成30年 8月19日まで 年 1. 5 0パーセント 年 1. 2 0パーセント 平成30年 8月20日から平成30年 8月19日まで 年 1. 5 0パーセント 年 1. 2 0パーセント 平成30年 8月20日から平成30年 12月18日まで 年 1. 5 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成31年 2月21日から令和元年 7月18日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和元年 7月19日から令和元年 9月18日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和元年 9月19日から令和元年 10月20日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和元年 10月21日から令和元年 12月17日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和2年 2月20日から令和2年 4月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和2年 4月20日から令和2年 4月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和2年 7月20日から令和2年 7月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和2年 7月20日から令和3年 8月18日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和2年 7月20日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和2年 1月2月18日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 年	平成27年5月27日から平成27年8月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成28年 2月19日から平成28年 3月17日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 中成28年 3月18日から平成28年 4月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 平成28年 4月20日から平成28年 1月月19日まで 年1.30パーセント 年0.90パーセント 平成28年 9月20日から平成28年10月19日まで 年1.30パーセント 年0.90パーセント 平成28年 10月20日から平成28年11月23日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 平成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 平成28年12月19日おで 年1.15パーセント 年1.10パーセント 平成29年 2月20日から平成29年 2月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成29年 2月20日から平成29年 3月20日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成29年 3月21日から平成30年 8月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成30年 8月20日から平成30年 12月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成30年 8月20日から平成31年 2月20日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成31年 2月21日から令和元年 7月18日まで 年1.15パーセント 年1.10パーセント 令和元年 7月19日から令和元年 9月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年 9月19日から令和元年12月17日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年12月18日から令和2年 2月19日まで 年1.30パーセント 年0.80パーセント 令和2年 4月20日から令和2年 7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年 4月20日から令和2年 7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年 7月20日から令和2年 12月17日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年 7月20日から令和3年 8月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年 2月19日から令和3年 8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年 8月19日から令和3年 8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント	平成27年8月19日から平成28年1月20日まで	年1.75パーセント	年1. 45パーセント
平成28年3月18日から平成28年4月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 中成28年4月20日から平成28年9月19日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 平成28年9月20日から平成28年11月23日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 平成28年10月20日から平成28年11月23日まで 年1.15パーセント 年0.90パーセント 平成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 平成28年12月19日から平成29年2月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成29年2月20日から平成29年3月20日まで 年1.40パーセント 年1.20パーセント 平成29年3月21日から平成30年8月19日まで 年1.40パーセント 年1.20パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成30年2月21日から平成31年2月20日まで 年1.40パーセント 年1.00パーセント 中成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1.40パーセント 年1.00パーセント 令和元年7月19日から令和元年10月20日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年10月21日から令和元年10月20日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1.10パーセント 年0.85パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.30パーセント 年0.90パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和2年7月20日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント	平成28年1月21日から平成28年2月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
平成28年4月20日から平成28年9月19日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 中成28年9月20日から平成28年10月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 平成28年10月20日から平成28年11月23日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 平成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 平成28年12月19日から平成29年2月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成29年2月20日から平成29年3月20日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 平成29年3月21日から平成30年8月19日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1.50パーセント 年1.10パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成30年2月19日から中成31年2月20日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年10月21日から令和元年10月20日まで 年1.10パーセント 年0.85パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1.10パーセント 年0.85パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和2年7月20日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月18日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント	平成28年2月19日から平成28年3月17日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
平成28年9月20日から平成28年10月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 平成28年10月20日から平成28年11月23日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 9 0パーセント 平成28年11月24日から平成29年2月19日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成29年2月20日から平成29年3月20日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成29年3月21日から平成29年3月20日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成29年3月21日から平成30年8月19日まで 年1. 5 0パーセント 年1. 2 0パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1. 5 0パーセント 年1. 2 0パーセント 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成31年2月21日から中成31年2月20日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 0 0パーセント 中成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和元年7月19日から令和元年7月18日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1. 1 0パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年12月18日から令和元年12月17日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1. 3 0パーセント 年0. 9 0パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント	平成28年3月18日から平成28年4月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
平成28年10月20日から平成28年11月23日まで 年 1. 2 0パーセント 年 0. 9 0パーセント 平成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 平成28年12月19日から平成29年2月19日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成29年2月20日から平成29年3月20日まで 年 1. 5 0パーセント 年 1. 2 0パーセント 平成29年3月21日から平成30年8月19日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年 1. 5 0パーセント 年 1. 2 0パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 中成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年 1. 1 5パーセント 年 0. 8 5パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和2年4月20日から令和2年4月19日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 0 0パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年 1. 3 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年 1. 4 0パーセント 年 1. 1 0パーセント	平成28年4月20日から平成28年9月19日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
平成28年11月24日から平成28年12月18日まで 年 1. 15パーセント 年 0. 85パーセント 平成28年12月19日から平成29年2月19日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 平成29年2月20日から平成29年3月20日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 20パーセント 平成29年3月21日から平成30年8月19日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 平成30年12月19日から平成30年12月18日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 中成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年 1. 30パーセント 年 1. 00パーセント 令和元年7月19日から令和元年10月20日まで 年 1. 15パーセント 年 0. 85パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年 1. 15パーセント 年 0. 85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年 1. 30パーセント 年 1. 00パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年 1. 30パーセント 年 1. 00パーセント 令和2年4月20日から令和2年4月19日まで 年 1. 30パーセント 年 1. 00パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年 1. 30パーセント 年 1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント	平成28年9月20日から平成28年10月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
平成28年12月19日から平成29年2月19日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 中成29年2月20日から平成29年3月20日まで 年1. 5 0パーセント 年1. 2 0パーセント 平成29年3月21日から平成30年8月19日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1. 5 0パーセント 年1. 2 0パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 中成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年10月21日から令和元年10月20日まで 年1. 1 0パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和2年7月20日から令和3年2月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント	平成28年10月20日から平成28年11月23日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
平成29年2月20日から平成29年3月20日まで 年1. 5 0パーセント 年1. 2 0パーセント 中成29年3月21日から平成30年8月19日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1. 5 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年10月21日から令和元年10月20日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年12月18日から令和元年12月17日まで 年1. 3 0パーセント 年0. 8 5パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント	平成28年11月24日から平成28年12月18日まで	年1. 15パーセント	年0.85パーセント
平成29年3月21日から平成30年8月19日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 中成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント	平成28年12月19日から平成29年2月19日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
平成30年8月20日から平成30年12月18日まで 年1.50パーセント 年1.20パーセント 平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 平成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.30パーセント 年0.90パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月18日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント	平成29年2月20日から平成29年3月20日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
平成30年12月19日から平成31年2月20日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 平成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1. 1 0パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1. 1 5パーセント 年0. 8 5パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1. 2 0パーセント 年0. 9 0パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 0 0パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1. 4 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和2年7月20日から令和3年2月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1. 3 0パーセント 年1. 1 0パーセント	平成29年3月21日から平成30年8月19日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
平成31年2月21日から令和元年7月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1.15パーセント 年0.85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント	平成30年8月20日から平成30年12月18日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
令和元年7月19日から令和元年9月18日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1. 10パーセント 年0. 85パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1. 20パーセント 年0. 90パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年7月20日から令和2年7月19日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント	平成30年12月19日から平成31年2月20日まで	年1.40パーセント	年1. 10パーセント
令和元年9月19日から令和元年10月20日まで 年1. 10パーセント 年0. 80パーセント 令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年1. 15パーセント 年0. 85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1. 20パーセント 年0. 90パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1. 30パーセント 年1. 00パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1. 40パーセント 年1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年1. 30パーセント 年1. 10パーセント	平成31年2月21日から令和元年7月18日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和元年10月21日から令和元年12月17日まで 年 1. 15パーセント 年 0. 85パーセント 令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年 1. 30パーセント 年 1. 00パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年 1. 20パーセント 年 0. 90パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年 1. 30パーセント 年 1. 00パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年 1. 30パーセント 年 1. 00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月18日まで 年 1. 40パーセント 年 1. 10パーセント	令和元年7月19日から令和元年9月18日まで	年1. 15パーセント	年0.85パーセント
令和元年12月18日から令和2年2月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年8月17日まで 年1.30パーセント 年1.10パーセント	令和元年9月19日から令和元年10月20日まで	年1.10パーセント	年0.80パーセント
令和2年2月20日から令和2年4月19日まで 年1.20パーセント 年0.90パーセント 令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント	令和元年10月21日から令和元年12月17日まで	年1. 15パーセント	年0.85パーセント
令和2年4月20日から令和2年7月19日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント	令和元年12月18日から令和2年2月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和2年7月20日から令和2年12月17日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント	令和2年2月20日から令和2年4月19日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
令和2年12月18日から令和3年2月18日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント 令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント	令和2年4月20日から令和2年7月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和3年2月19日から令和3年8月18日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント 令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント	令和2年7月20日から令和2年12月17日まで	年1.40パーセント	年1. 10パーセント
令和3年8月19日から令和3年10月17日まで 年1.30パーセント 年1.00パーセント	令和2年12月18日から令和3年2月18日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
	令和3年2月19日から令和3年8月18日まで	年1.40パーセント	年1. 10パーセント
令和3年10月18日から令和4年3月17日まで 年1.40パーセント 年1.10パーセント	令和3年8月19日から令和3年10月17日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
	令和3年10月18日から令和4年3月17日まで	年1.40パーセント	年1. 10パーセント

令和4年3月18日から令和4年7月18日まで	年1.55パーセント	年1.25パーセント
令和4年7月19日から令和4年8月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
令和4年8月19日から令和4年9月19日まで	年1.55パーセント	年1.25パーセント
令和4年9月20日から令和4年10月19日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
令和4年10月20日から令和4年11月17日まで	年1.75パーセント	年1. 45パーセント
令和4年11月18日から令和4年12月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
令和4年12月19日から令和5年1月18日まで	年1.75パーセント	年1. 45パーセント
令和5年1月19日から令和5年2月19日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
令和5年2月20日から令和5年3月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
令和5年3月20日以降	年2.05パーセント	年1.75パーセント

離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定 された離島をいう。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定 に基づき指定された地域をいう。)、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基 づき指定された地域をいう。)、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の 規定に基づき指定された地域をいう。)、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎 地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合 を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44 条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法 附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特 定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5 条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特 定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)をいう。)、特定農山村地域(特定農山村地域における 農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特 定農山村地域をいう。)、急傾斜畑地帯 (旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法 (昭和27年法律第135号) 第3条 の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)をいう。) 又は指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚 田地域をいう。)において行うものである場合

別記10

補助率等は次のとおりとする。

区	分		補助率等
	(1))長寿命化対策 -	
		水利施設整備(営農用水を除く)	100分の64以内 (中山間地域等(注 1)に掲げる場合にあっては100 分の69以内)
		水利施設整備(営農用水)	100分の50以内 (中山間地域等(注 1)に掲げる場合にあっては100 分の55以内)

1	ı
機能保全計画策定等、実施計画策定、水 利用調査・調整、 耐震性点検・調査	定額 (ただし、1,000万円を限度とする。)
2) 自然災害等対策	
ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、 農業用用排水施設整備、土砂崩壊防止、 特定農業用管水路等特別対策、利活用保 全	100分の68以内 (中山間地域等(注 1)に掲げる場合にあっては100 分の73以内)
農業用河川工作物応急対策	100分の82以内 (中山間地域等(注 1)に掲げる場合にあっては100 分の87以内)
水質保全対策	100分の71以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100 分の76以内)
機能保全計画策定等、実施計画策定、耐 震性点検・調査	定額 (ただし、1,000万円を限度とし、耐震性点検・調 を行うものにあっては、ため池の場合、3,000万円 限度とする。)
3) 危機管理対策	
危機管理システム等整備(営農用水を除 く)	100分の68以内 (中山間地域等(注 1)に掲げる場合にあっては100 分の73以内)
危機管理システム等整備(営農用水)	100分の50以内 (中山間地域等(注 1)に掲げる場合にあっては100 分の55以内)
4)ため池防災環境整備	
緊急的な防災対策	定額
地域防災上のリスク除去	定額 (1箇所あたりの助成額は、堤高5m 未満にあっては1,000万円を限度とし、堤高5m 以上10m 未満にあっては2,000万円を限度とし、堤高10m 以上にあっては3,000万円を限度とする。ただし、特に必要と認められる場合の助成額は、堤高5m 未満にあっては3,000万円を限度とし、堤高5m 以上10m 未満にあっては4,000万円を限度とし、堤高10m 以上にあっては6,000万円を限度とする。)
ハード整備の着手促進	定額 (ただし、500万円を限度とする。)

ハザードマップ作成	定額
監視・管理体制の強化	
地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の耐成に必要となる監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等	(ただし、500万円を限度とする。)
地域(市町村単位)を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動	(ただし、1,000万円を限度とする。)
減災対策の実施	定額 (ただし、500万円を限度とする。)
施設情報整備・共有化対策	

注1) 中山間地域等とは、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振 興対策実施地域として指定された離島をいう。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37 年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。)、振興山村(山村振興法(昭 和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、半島振興対策実施地域 (半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、過疎 地域 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年法律第19号) 第2条第1項(同 法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若 しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条 第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項 の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法 附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定 により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、 同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2 項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。)をいう。)、特定農山村 地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年 法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)、急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業 振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平 均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)をいう。)又は指定棚田地域(棚田地域振興法(令 和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。)において行うも のである場合以下同じ)のいずれかに該当する地域をいう。

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額
60ヘクタール未満	1,500千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	2,000千円
200ヘクタール以上	4,000千円

別記12

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。)別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

			集約化加算に
区 分		交付割合	該当する場合
			の交付割合
水利施設等保全高度化事業(平成30年3月30日付け29農振	55%以上65%未満	0. 055	0. 065
第2703号農林水産省農村振興局長通知。) 別記1の別表3に	65%以上75%未満	0.065	0. 085
定める中心経営体農地集積率	75%以上85%未満	0. 075	0. 105
	85%以上	0. 085	0. 125

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合 をいう。

別記13

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。)別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

別記14

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積(湧水処理にあっては施工延 長)に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満(隔障物整備にあっては10アール未満)を切り捨てて算出するものとする。

2 助成単価は次のとおりとする。

	区 分	助成単価
区	画拡大 -	
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合	125, 000円/10a
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	105, 000円/10a
	畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	55, 000円/10a
	畦畔除去のみの場合	30,000円∕100m

暗渠排水	
バックホウエ法を用い表土扱いを行う場合	150,000円/10a
バックホウエ法を用い表土扱いを行わない場合	145,000円/10a
トレンチャエ法を用いる場合	100,000円/10a
掘削同時埋設工法を用いる場合	75, 000円/10a
湧水処理	
表土扱いを行う場合	150,000円/100m
表土扱いを行わない場合	140,000円/100m
客土	115,000円/10a
除礫	200,000円/10a
隔障物整備	
電気牧柵の場合	250, 000円/1ha
電気牧柵以外の場合	210,000円/1ha

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知)別紙1の別表1の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

		集約化加算に
区 分	交付割合	該当する場合
		の交付割合
農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日 55%以上65%未満	0. 055	0. 065
付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜 65%以上75%未満	0. 065	0. 085
第1500号農林水産省生産局長通知。)別紙1の別表3に定め 75%以上85%未満	0. 075	0. 105
る中心経営体農地集積率 85%以上	0. 085	0. 125

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合 をいう。

別記16

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。)別紙1の別表1の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

補助対象経費の限度額は、国営農地再編整備事業等の総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、 前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

			集約化加算に
区 分		交付割合	該当する場合
			の交付割合
農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日 5	55%以上65%未満	0. 014	0. 017
付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜 6	65%以上75%未満	0. 017	0. 022
第1500号農林水産省生産局長通知。) 別紙1の別表3に定め 7	75%以上85%未満	0. 019	0. 027
る中心経営体農地集積率 8	85%以上	0. 022	0. 032

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合 をいう。

別記18

- 1 農地に係わるものにあっては10分の5、農業用施設に係わるものにあっては10分の6.5の比率とする。た だし、令和5年1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域(農林水産業施 設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」 という。) 第3条第4項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。) に限り、その災 害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧の事業費(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置 に関する法律施行令(昭和25年政令第152号。次項において「暫定措置法施行令」という。)第3条の規定 により農林水産大臣が決定する事業費とする。以下この項において「事業費」という。)のうち、市町村 ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生し た災害に係る事業費の総額(以下この項において「事業費総額」という。)が、この区域内にある農地に つき耕作の事業を行う者であって当該災害を受けたものの総数(以下この項において「被害者総数」とい う。) に8万円を乗じた額を超える場合において、農地に係わるものにあっては、事業費総額が被害者総 数に8万円を乗じた額を超える部分の額について10分の8(当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に1 5万円を乗じた額を超える部分の額については10分の9)の比率により算出して得た額に、被害者総数に8 万円を乗じた額につき10分の5の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率、農 業用施設に係るものにあっては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について 10分の9(当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については10 分の10) の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき10分の6.5の比率により 算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率とする。
- 2 令和5年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた地域(暫定措置法施行令第5条の3第2項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が告示する市町村の区域とする。)内において 令和5年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、当該3年間の災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害が令和5年1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき暫定措置法第3条第4項の規定による指定がなされたものとみなして、前項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た率とする。ただし、この項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前項の規定により算出した同項の規定により算出した同項の規定による補助の率を超える場合は、適用しない。
- 3 激甚災害を受けた地域(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号。以下「特別財政援助法施行令」という。)第14条第2項の規定により農林水産大臣が告示する区域とする。)における当該激甚災害に係る農地又は農業用施設の災害復旧事業費に対する補助の比率は、第1項の規定による額に、当該災害復旧事業に要する経費の額(第1項の規定による率により算定して得た額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。)のうち、市町村ごとに、特別財政援助法施行令第15条第1項に定める額に相当する部分の額を特別財政援助法施行令第16条第1号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分により、農地又は農業用施設について、当該各号に定める比率により算出して得た額の合計額を加えた額を当該災害復旧に係るそ

れぞれの事業費の総額で除して得た率とする。この場合において、特別財政援助法施行令第15条及び第16条の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。

- (1) 特別財政援助法施行令第16条第1号イに規定する額については、10分の7
- (2) 特別財政援助法施行令第16条第1号口に規定する額については、10分の8
- (3) 特別財政援助法施行令第16条第1号ハに規定する額については、10分の9
- 4 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地又は農業用施設の 災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある 農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額に基づき前3項の規定に より算出した率とする。